

(別紙1)

「女性・高齢者等新規就業促進プロジェクト」業務委託仕様書

1 事業目的

現在職に就いていない女性・高齢者等を「働き手」として掘り起こし、人手不足の産業分野などに誘導することにより、県内中小企業等の人材確保に資するとともに、女性活躍の推進や、健康寿命の延伸に合わせて年齢にかかわらず活躍できる場の拡大を図る。

2 事業による支援対象

(1) 女性・高齢者等

本事業による支援等開始（事業の利用登録、セミナーへの参加など）時点で、概ね55歳以上（女性は概ね40歳以上）であり、かつ、職に就いていない者（前職の有無を問わない）。

ただし、公的書類に基づく年齢確認や無業である旨の確認までは要しない。

(2) 県内中小企業等

重点対象分野（販売関連、生活関連サービス、宿泊・飲食サービス、送迎運転・配達業務、製造業全般とする。以下同じ。）に係る人材が不足している状況にある中小企業等の県内事業所。

ただし、重点対象分野に係る人材を必要としない企業や、大企業等が事業に参加することを妨げるものではない。

3 成果目標

780人以上の女性・高齢者等が新規就業を実現するようにすること。

併せて、新規就業を実現した女性・高齢者等のうち、デジタル技術を仕事に活用している者（以下、「デジタル活用者」という。）が78人以上となること。

本事業による成果の考え方は、以下のとおり。

- (1) 正規雇用・非正規雇用、直接雇用・派遣就業、就業の時間数や日数、継続性の有無など、就業の形態は問わない。ただし、支援対象者・企業等の意向を尊重しつつ、成果の半数以上が企業等（労働者派遣事業者を除く）による直接雇用となるよう努めること。また、成果の半数は、時間数・日数にかかわらず雇用期間等が1か月超となることを目標とすること。
- (2) デジタル活用者については、必ずしも高度なデジタル技術の活用に限定するものではなく、Webデザインやデータの集計・管理、SNSによる情報発信等の業務に当たる者についても計上することができるものとする。
- (3) 本事業による支援の直接的な成果のほか、結果として以下の状態に至った者（県内を就業先とするものに限る）についても計上することができるものとする。
 - ・ 本事業による支援等（セミナー等への参加、個別相談支援など。以下同じ。）の後、他の公的制度や民間事業を利用して就業した者
 - ・ 他の公的制度や民間事業を利用した後、本事業による支援等を経て就業した者
 - ・ 本事業の重点対象分野以外の分野で就業した者
 - ・ 大企業等に就業した者
 - ・ 成果として計上された後に離職し、再び本事業による支援等を経て就業した者

4 業務内容

県内全域を対象に、女性・高齢者等の就業・雇用に関する情勢の変化等を踏まえ、以下の(1)～(5)に掲げる業務について、受託者が有する強みやリソースを活かしながら一体的・包括的に実施する。

(1) 総合管理に関する業務

ア 成果把握

業務実施の成果を把握するため、新規就業者数及びデジタル活用者数の捕捉に必要な

な措置を講ずること。

イ 広報

- ・ 委託業務のPR、女性・高齢者等及び県内中小企業等に対する情報発信・参加募集、県が実施する他の事業や関連する国・市町村・団体・民間事業の事業との連携の拠り所となる Web サイト（ただし、いわゆる「マッチングサイト」としての機能追加は不可とする。）を構築し、運用すること。
- ・ 就業・雇用の支援に関する県事業、国等関係機関やシルバー人材センター等が実施する事業について情報提供を受け、これにアクセスできること（Web アクセスが困難な者に対して掲載情報を個別に提供することを含む）をインセンティブとして利用登録を促進すること。
また、関係機関の情報発信媒体として認知・活用してもらうことで掲載情報の充実を図るとともに、関係機関との相互連携を強化すること。
- ・ 事業PRやセミナー等告知のための配布物作成にあたっては、定番スタイル（カラー刷りチラシなどの汎用・定型的な形態）で作成する以外にも、目的に応じ、受け手と期待するアクションを明確にした上で多様な形態を積極的に試みること。
ただし、PR文を印刷しただけのノベルティグッズに類する形態は不可とする。
- ・ 広報媒体による発信にあたっては、Web 解析により効果検証しながら、発信対象や内容、実施地域などに適した媒体を選択すること。また、無料媒体や、無料サービスが付帯する有料媒体の活用も積極的に検討すること。
- ・ (2)から(5)までの業務と密接不可分のものとして、それらの業務と一体的に計画・実施することとしても差し支えない。

(2) 「働き手」の掘り起こしに関する業務

女性・高齢者等について、広く一般を対象とした呼びかけ、各種イベント等参加者など特定の層への呼びかけ、受託者が有するネットワークを通じた呼びかけなど、就業への関心・意欲を喚起し、若しくは就業に関する意識の転換を促すとともに、デジタル技術の習得、仕事への活用の意欲を喚起し、具体的な求職活動へと向かう動機付けを行うために有効な場の設定、ツールやコンテンツの開発・活用、必要な情報提供や個別相談支援などを、多様なニーズに応じて手法を柔軟に選択して実施すること。(1)、(3)、(4)及び(5)の業務と密接不可分のものとして、それらの業務と一体的に計画・実施することとしても差し支えない。

なお、女性・高齢者等が、重点対象分野以外の分野を志向した場合であっても、その志向する分野における類似の事業に誘導するなど、その就業の実現に資するよう努めるものとする。

(3) 訓練や研修に関する業務

デジタルスキル習得のための講習をはじめとした就業準備講習や見学会・体験会等の開催など、公的職業訓練では対応できない訓練や研修、これらに関連する個別相談支援を実施すること。(1)、(2)、(4)及び(5)の業務と密接不可分のものとして、それらの業務と一体的に計画・実施することとしても差し支えない。

(4) 企業の中途採用掘り起こしに関する業務

県内中小企業等について、広く一般を対象とした呼びかけ、各種イベント等参加企業など特定の層への呼びかけ、受託者が有するネットワークを通じた呼びかけなど、重点対象分野において女性・高齢者等を新たな人材として活用することの有効性への気付きを促し、女性・高齢者等のニーズに応じた環境改善や業務の切り出しなど受け皿整備を促し、求人活動へと向かう動機付けを行うために有効な場の設定、ツールやコンテンツの開発・活用、必要な情報提供や個別相談支援などを、多様なニーズに応じて、直接的若しくは間接的に、柔軟に手法を選択して実施すること。(1)、(2)、(3)及び(5)の業務と密接不可分のものとして、それらの業務と一体的に計画・実施することとしても差し支えない。

ただし、県内中小企業等に対し、非正規雇用又は短時間の就業等を希望する女性・高齢者等の過度な受入れにより、正規雇用又はフルタイムなど安定した雇用を希望する一般求職者の就業機会や、安定した雇用環境により就業している他の労働者の労働条件に著しい影響を及ぼすような働きかけを行ってはならないものとする。

(5) マッチング支援に関する業務

女性・高齢者等と県内中小企業等との重点対象分野におけるマッチングに向けて有効な場の設定、ツールやコンテンツの開発・活用、必要な情報提供や個別相談支援などを、多様なニーズに応じて手法を柔軟に選択して実施すること。(1)から(4)までの業務と密接不可分のものとして、それらの業務と一体的に計画・実施することとしても差し支えない。

5 県との協議、関係機関との連携

- (1) 事業計画の詳細について、県と協議しながら実施すること。
- (2) 県が設置する新潟県女性・高齢者等新規就業促進協議会に参加し、国・地方公共団体その他公的な就労支援機関や、中小企業支援を行う各種機関、経営者団体・商工団体等との連携に努めること。また、協議会の会議や、県が指示する国主催会議等に出席し、情報収集・意見交換等を行うこと。
- (3) 委託業務遂行のために必要な連携先について、県にその取次など協力を要請することができるものとし、県は誠実な対応に努めるものとする。

6 報告書等の提出

次に掲げる区分に従い、成果等について報告すること。

なお、成果については、新規就業を実現した総数のほか、その内数として、企業等による直接雇用の数、雇用期間等が1か月超である就業の数、重点対象分野への就業の数を報告すること。

(1) 月次報告（令和9年2月分まで）

- ・内容 目標に対する実績、主な業務の進捗状況・実績（参加者数など）
- ・提出期限 翌月5日まで（土日祝日の場合は翌開庁日）

(2) 中間報告

ア 令和8年6月末現在報告

- ・内容 目標に対する実績、実施状況詳細・実績（活動量、参加者数など）、成果見通し、効果を上げたポイント、必要により目標達成に向けた課題・改善ポイント・次年度以降の目標達成に向けた提案等
- ・提出期限 令和8年7月6日まで

イ 令和8年9月末現在報告

- ・内容 令和8年7月以降の業務の実施状況詳細・実績（活動量、参加者数など）、成果見通し、効果を上げたポイント、必要により目標達成に向けた課題・改善ポイント・次年度以降の目標達成に向けた提案等
- ・提出期限 令和8年10月5日まで

ウ 令和9年1月末現在報告

- ・内容 目標に対する実績、令和8年10月以降の業務の実施状況詳細・実績（活動量、参加者数など）、成果見通し、効果を上げたポイント、必要により目標達成に向けた課題・改善ポイント・次年度以降の目標達成に向けた提案等
- ・提出期限 令和9年2月5日まで

(3) 成果報告

- ・内容 目標に対する実績、実施した業務の内容・実績（活動量、参加者数など）
- ・提出期限 令和9年3月31日まで

7 委託料の支弁の対象となる経費等

(1) 支弁の対象となる経費

本業務を遂行するために必要な経費のうち、通常業務と区別して経理することが可能な経費とする。対象となる主な経費は次のとおり。

- ① 謝金 講師等に係る謝金等
- ② 人件費 受託者の従業員が当該業務に従事した分に係る給料手当、社会保険料等
- ③ 消耗品費 各種事務用品、テキスト作成等に係る印刷製本費等
- ④ 旅費交通費 講師等及び受託者の従業員の費用弁償旅費
- ⑤ 通信運搬費、通信料、運送料、広告料等
- ⑥ 賃借料 機材借上料、会場借上料、著作権使用料等
- ⑦ 雑費 上記①から⑥に含まれないその他の雑費
- ⑧ 一般管理費 当該委託業務に関する管理費用
- ⑨ 上記①から⑧に係る消費税及び地方消費税に相当する額

(2) 支弁の対象とならない経費

次に掲げる経費は対象外とする。

- ① 国、地方公共団体等の補助金、委託費等により支弁されている経費
- ② 土地、建物等を取得するための経費
- ③ 施設や設備を設置又は改修するための経費
- ④ 支援対象者の就業先における人件費など個人給付
- ⑤ 支援対象企業に対する経費補助
- ⑥ 支援対象者が自ら、もしくは支援対象企業が自ら負担すべき傷害保険料、損害賠償責任保険料
- ⑦ 支援対象者・支援対象企業から参加費など受益者負担を求める経費
- ⑧ 飲食に係る経費
- ⑨ 県外における事業活動経費（県が指示する国主催会議等への出席に係る経費を除く）
- ⑩ 当該事業との関連性が認められない経費

8 個人情報、肖像権、著作権等に関する取扱い

- (1) 本件委託契約に基づく業務（以下「本件業務」という。）においては、別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「情報セキュリティ関連業務特記事項」を遵守すること。
- (2) 本件業務において作成した資料等について、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、原則として新潟県に無償で譲渡すること。また、本件業務の完了後においても肖像権及び著作権の関係で問題が生じないように整理し、使用料等の支払いが必要な場合は、委託料の範囲内で受託者が負担すること。

9 業務の引継ぎについて

委託期間の終了等により、本業務の受託者が変更となる場合は、本業務を新たに受託する者に適切かつ速やかに業務を引き継ぐこと。

10 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、協議してこれを定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本業務を実施するにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 受託者は、本業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第 3 受託者は、本業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第 4 受託者は、本業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第 5 受託者は、委託者の指示がある場合を除き、本業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第 6 受託者は、本業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第 7 受託者は、本業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、委託者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第 8 受託者は、本業務を処理するために委託者から引き渡され、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第 9 受託者は、本業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第 10 委託者は、必要があると認めるときは、受託者が本業務の執行にあたり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第 11 委託者は、受託者が本業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受託者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第 12 受託者は、本契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(基本的事項)

第 1 受託者は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、本業務を実施するにあたっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第 2 受託者は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、委託者の許可を受けなければならない。

第 3 受託者は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、委託者の許可を得なければならない。

(機器等の取扱い)

第 4 受託者は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

(従業員への啓発)

第 5 受託者は、本業務に従事する従業員に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

(異常時の報告)

第 6 受託者は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに委託者に報告しなければならない。

第 7 受託者は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに委託者に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第 8 受託者は、本業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、委託者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

第 9 情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、委託者の許可がなければ行ってはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第 10 情報システムを構成する機器の増設又は交換は、委託者の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第 11 受託者は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、委託者の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(コンピュータウイルス対策)

第 12 受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。

(2) 委託者が提供するウイルス情報を常に確認すること。

(法令遵守)

第 13 受託者は、本業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）

(2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(3) 新潟県個人情報保護条例（平成 17 年新潟県条例第 2 号）

(実地調査)

第 14 委託者は、必要があると認めるときは、受託者が本業務の執行にあたり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地調査をすることができる。